

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 276 回

今、都市部では 5 年で三割もの住民が入れ替わる。そしてまた、いろいろな店舗も同じように生まれてはまた消える。

皆さんのお客様もまた、生まれ、無くなることもある。

この変化をどうとらえるか…まさに今、千載一遇のチャンスではありませんか！！
 新しいお客様を獲得できるチャンスです。

ところで、中小企業の業績で外的要因は一部の業界だけで、社内のコミュニケーションや人材の資質、そして教育といった内的要因によるものが非常に大きいです。

中小企業は規模が小さいだけに小回りが利き、お客様のニーズ、お客様の変化に対応しやすいですね。

お客様情報の収集、お客様訪問回数の UP、やり方一つで中小企業は業績 UP することができます。

不振の理由を外部に求めず、熱意、努力で勝ち抜いてください。

ところで、前田は、経営革新等支援機関として認定されています。

ものづくり補助金、創業補助金、経営改善等の要望がある場合は、是非前田会計にご一報ください。

前田の《今人生を語る》第 181 回

めざめよ日本人 (104)

空気も水も、何も努力しなくても手に入る（これからはそうはいかないと思います）。同様に平和も、安全も何も努力しなくても手に入る、アメリカが守ってくれる、と思っている人は、それこそ過去の歴史を勉強しなおしてください。

あの戦国時代、日露戦争、すべて努力したものが勝ちを治めています。

これからの日本もまさに同じですね。努力しなければ必ず周りから浸食されます。決してアメリカが日本のために戦ってくれることはありません。自分の命を投げ出してくれることはありません。

皆さんもアメリカのために命を投げ出すことはいやなはずです。

自分の国は自分で守る努力（経済事業もそうですね）をしていかなければ、結局は崩壊です。

交際費等に含まれる飲食費の損金算入について(2)

竹尾 元宏

きゃっちぼーる 3 月号でご紹介したように、平成 26 年 4 月 1 日以後開始事業年度から、交際費等に含まれる飲食費の 50% 損金算入規定が適用されます。

この交際費等に含まれる飲食費（以下、接待飲食費）の内容について、国税庁から FAQ が公表されたので、お知らせいたします。

○ “接待飲食費” に含まれない交際費

接待飲食費は、飲食費（社内飲食費以外の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用）で、帳簿書類に所定の事項が記載されているものをいいます。

要件を満たせば、その費用の 50% 相当額が損金に算入することができます。

国税庁公表の『接待飲食費に関する FAQ』では、交際費等のうち飲食費に該当しないものとして、「ゴルフや観劇、旅行等の催事に際しての飲食等に要する費用」を示しています。該当しない理由として、“通常、ゴルフや観劇、旅行等の催事を実施することを主たる目的とした行為の一環として飲食等が実施されるもので、その飲食等は主たる目的である催事と一体不可分なものとしてそれらの催事に吸収される行為と考えられる”としています。

つまり、接待飲食費は主たる目的が飲食であることが要件になるということです。

○ カラオケボックスやスナック等の交際費について

接待等の 2 次会等で使用することも多いカラオケボックスで、交際費等のうち飲食費に当たるのはあくまで飲食を主たる目的とする場合です。当然ながら、カラオケが主目的でカラオケボックスを使用する場合は、飲食等を伴っても、飲食費はいえないとのこと。

カラオケボックス以外にもキャバクラ、スナック等での接待も、飲食を主たる目的とする場合には飲食費に該当する一方で、ホステスやコンパニオン等との歓談を主たる目的とする場合には飲食費に該当しません。

カラオケボックス等の主たる目的が飲食等である場合、接待飲食費として 50% 損金に算入させるには、飲食関係の店舗の支出であることの内容等、「その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項」(表の④) を記載する必要があります。

〈接待飲食費に係る所定の事項〉

① 飲食費に係る飲食等のあった年月日
② 飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係ある者等の氏名又は名称及びその関係
③ 飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
④ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項